## 「京都市市民参加推進計画」の改訂について

# 1 市民参加推進計画とは

本市では,市民との信頼とパートナーシップを市政運営の基本に据え,京都市基本 構想や基本計画の下,これまでから積極的な市民参加の取組を進めてきたが,更なる 市民参加の取組を全庁的に進めるため,平成13年12月に「京都市市民参加推進計 画」を策定した。

この度,同計画が策定から5年目の中間年を迎えることを受けて,従来の計画の取組状況や「市民参加推進フォーラム」からの提案等を踏まえた見直しを行い,平成18年12月に改訂を行った。

## 【参考】市民参加推進条例第6条第4項

市長は,市民参加の推進状況等を踏まえ,5年を超えない期間ごとに,市民参加推進計画を見直さなければならない。

### 2 改訂までの経過

| >XXXX  |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 13年12月 | 市民参加推進計画策定                      |
| 15年 8月 | 市民参加推進条例施行                      |
| 17年 6月 | 市民参加推進フォーラムに ,「市政参加・情報提供部会」,「市民 |
|        | 活動部会」を設置し,計画の点検・研究に着手           |
| 17年 8月 | 計画の点検に当たり ,市民公募委員やまちづくり活動に従事する  |
|        | 市民等から意見を聞く「市民参加円卓会議」を開催         |
| 18年 3月 | 市民参加推進フォーラムからの提案書「市民参加こんなんえーや   |
|        | ん宣言!」を受理                        |
| 18年 7月 | 市民参加推進会議幹事会において素案の確認            |
| 18年 8月 | 政策推進調整会議において素案を付議・承認            |
|        | 素案に関するパブリック・コメントの実施(8/29~9/27)  |
| 18年12月 | 市民参加推進会議において改訂案を付議・承認           |

#### 3 計画の特徴

「市民参加推進条例」の理念に則り,前計画に掲げている「市民参加推進の意義・必要性と基本的方向性」や基本的な構成を踏襲する。

「市民のち・か・ら」をキーワードに、以下の3点に留意し、取組を推進する。

- ・市政参加に関する制度の"ちゃくじつ"(着実)な運用
- ・市民活動への支援と協働による"かつりょく"(活力)ある取組を推進
- ・庁内の推進体制の整備による"らしんばん"(羅針盤)としての情報提供の充実前計画に位置付けていた55項目の具体的取組を,より体系的にわかりやすいものとするため,その趣旨・目的を引継ぎながら35施策,154事業に再編し,計画の充実を図る。